

位置付け

アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)第14条第1項の「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

計画の対象期間

平成29(2017)年度から7年間(2023年度まで)

取組みの方向性

1. 治療と回復及び相談体制の強化
2. 発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

主な取組み

【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】

- ・治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供
- ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供

【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】

- ・医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制の構築
- ・研修や事例検討会による支援スキルの向上

【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】

- ・身体科における簡易介入法や連携方法のマニュアル作成
- ・研修等の機会による周知
- ・連携による早期発見・早期治療

【発生予防・再発予防の充実】

- ・飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進
- ・未成年者等の不適切な飲酒に対しての指導・取締りの実施
- ・回復支援を行う自助グループや関連団体への支援
- ・地域生活支援充実のための施策の推進

目標数値

1. 未成年飲酒者をなくす

	中学3年	高校3年
男性	7.2%	13.7%
女性	5.2%	10.9%

平成26年(2014年)



0%

平成33年(2021年)

2. 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

1日平均純アルコールで、男性40g(日本酒換算で2合)以上、女性20g(日本酒換算で1合)以上

	府(※1)	国(※2)
男性	17.7%	13.9%
女性	11.0%	8.1%

※1:平成26年・27年の平均値

※2:平成27年



男性	13.0%
女性	6.4%

平成33年(2021年)

3. 妊娠中の飲酒をなくす

4.3%

平成25年度(2013年度)



0%

平成33年度(2021年度)

4. 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する

研修受講者 0人

平成28年度(2016年度)



研修受講者 1,000人

平成35年度(2023年度)

注:1~3は国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の目標年度・数値

推進体制

◇アルコール健康障がい対策連絡会議(庁内会議)

政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、教育庁、大阪府警察、健康医療部(地域保健課が事務局)が参画

◇アルコール健康障がい対策部会(関係者会議)